

会 員 各 位

公益社団法人 足立区シルバー人材センター
会 長 國 井 幹 雄

インボイス制度による経過措置について（ご説明）

令和 5 年 10 月から施行されたインボイス制度（適格請求書保存方式）による、免税事業者である会員への配分金に含められる消費税相当額の加算可能割合について、令和 8 年度税制改正により、経過措置期間が令和 13 年 9 月末までと 2 年間延長され、5 段階で推移することとなりました。

したがって、加算可能割合が現在は消費税相当額の 80%（改正後説明図①）、令和 8 年 10 月からは 50% となる予定でしたが、70%（改正後説明図②）に軽減されます。その後、令和 10 年 10 月からは 50%（改正後説明図③）、令和 12 年 10 月からは 30%（改正後説明図④）、最後に経過措置終了後の令和 13 年 10 月からは消費税相当額が加算できなくなる（改正後説明図⑤）予定です。（下図参照）

経過措置の説明図（具体例）

配分金 10,000 円の場合（配分金控除会費 200 円）

